

豊川市における建設工事請負等の契約に係る指名停止措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市の発注する建設工事請負等の契約に係る指名停止の基準を定めることにより、当該建設工事請負等の適正な履行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和22年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設工事請負等 建設工事若しくは製造の請負、物件の買入れ、修理若しくは加工又は業務の委託をいう。
- (3) 指名停止 指名停止、指名回避、指名保留、不選定等の名称のいかんを問わず、一定の要件に該当するため、建設工事請負等を受注させるのにふさわしくない有資格業者について、一定の期間指名の対象外とすることをいう。
- (4) 有資格者 豊川市契約規則（昭和45年豊川市規則第15号。以下「規則」という。）第24条で準用する同規則第7条第2項に規定する名簿に登録された者をいう。
- (5) 契約担当者 規則第3号第1項に規定する契約担当者をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。この場合において市長は、あらかじめ当該指名停止について、豊川市入札等審査委員会の意見を聴くものとする。

- 2 豊川市の発注した建設工事請負等の関係部課長等は、当該建設工事請負等の契約業者が、別表各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 契約担当者は、市長が指名停止を行ったときは、建設工事請負等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、第3条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 市長は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うとき

は、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 3 市長は、第3条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもつてそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1月に満たないときはこの限りではない。

- (1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
(2) 別表第2第1号から第5号の措置要件に係る措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1号から第5号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わぬことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第6条 市長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い前条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対して遅滞なくそれぞれ様式第1、様式第2又は様式第3により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停

止の事由が豊川市の発注した建設工事請負等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 契約担当者は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約担当者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、5号及び6号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができます。

(下請等の禁止)

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が豊川市の契約に係る建設工事請負等の一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるとときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年7月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。